



諫早ライオンズクラブ

内 規

第1章 会 員

第1条 名誉会員・優待会員・ライフメンバー・準会員・賛助会員

諫早ライオンズクラブ(以下「本クラブ」という)の名誉会員・優待会員・ライフメンバー・準会員・賛助会員は、次の手続きによるものとする。

1項 名誉会員

1・資格

本クラブにおいて国際会則・クラブ付則に言う地域社会または本クラブへの「著しい貢献」をしたものとは次のいずれかとする。

- ① 諫早市長及びそれに準ずる人
- ② 諫早市を選挙区とする国会議員、県議会議員
- ③ 諫早市への貢献が著しいと理事会が認めたもの
- ④ 諫早クラブへの貢献が著しいと理事会が認めたもの

2・手続き

名誉会員の推薦者はクラブ会長とする。

会員籍は理事会の推薦及び例会の承認を経て与えられる。

2項 優待会員

1・手続き

- ① 正会員が、優待会員を希望するときは、その旨を記載した書面を本クラブに提出するものとする。
- ② 前①の書面を受理した会長は、本クラブ理事会の承認を経なければならない。

2・例会の出席・委員会の所属

例会の出席義務は免除され、各種委員会の所属から除かれる。

3・正会員復帰

- ① 優待会員は、その理由がなくなったとき正会員に復帰するものとする。
- ② 正会員復帰の手続きは、2項1の定めを準用する。

3項 ライフメンバー

1・資格

本クラブにおいて、国際会則・クラブ会則に基づく「功績の著しい者」とは、次の一に該当するものをいう。

- ① 国際協会から表彰された者
- ② 本クラブの会長・幹事または会計を務めた者
- ③ 本クラブのチャーターメンバー
- ④ 地区の役職を務めた者
- ⑤ その他功績が著しいと本クラブ理事会が認めた者

2・手続き

- ① ライフメンバーとなる資格を有する者は、本クラブ会長にその旨を申し出ることが出来る。
- ② 前①について、本クラブ会長は、理事会に推薦を求め例会の承認を経なければならない。
- ③ 今後の国際会費全額の代りに納入する650ドルは、本人が全額負担する。

3・特例

- ① 健康その他の事由により正会員と同様の義務を遂行することの困難なライフメンバーは、申し出により義務の一部または全部を免除される。
- ② 前①の認定は、本クラブ理事会が行う。ただし、この認定は、年度毎に理事会で再検討する。

4項 準会員・賛助会員

1・手続き

会員籍は、本クラブの理事会の決議によって与えられる。

第2条 入会の特別事項(ポストの承認)

地域内の次に掲げる事業所の責任者(正会員)が、転勤・交代する場合、後任者は、その入会を承認するものとする。またその事業所の認定は、本クラブの承認を経なければならない。

- ① たちばな信用金庫
- ② 株式会社九電工諫早営業所
- ③ 島鉄観光株式会社
- ④ 九州ガス株式会社

第2章 入会金および会費

第3条 入会金

本クラブに入会しようとする者は、入会に関わる費用を納入しなければならない。

第4条 会費

- 1項. 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
 - ① 正会員 月額 金 10,000 円
 - ② 不在会員 正会員会費の 70%
 - ③ 名誉会員 正会員会費の 40%
 - ④ 優待会員 正会員会費の 20%
 - ⑤ ライフメンバー 正会員会費の 70%
 - ⑤ 準会員 正会員会費の 40%
 - ⑥ 賛助会員 正会員会費の 70%
 - ⑦ 家族会員 正会員会費の 50%
- 2項. 正会員は、ボーイスカウト・ガールスカウトの各後援会の年会費として、各々金 1,500 円を納入しなければならない。
- 3項. 次に掲げる全員登録の例会について、正会員は、出・欠に拘わらず、その登録料を納入しなければならない。
 - 1 納涼例会
 - 2 新年例会
- 4項. 正会員以外の会員が、第4条3項1・2の例会に出席したときは、その登録料を納入しなければならない。
- 5項. その他必要があるときは、特別会費を徴収することができる。

第5条 会費の納入方法

会費は、3ヵ月分前納とし、納期は、毎年7月・10月・翌年1月・4月の納入期日に口座振替の方法により会員の口座から納入するものとする。なお取引金融機関は下記の通りとする。
(ここにいう会費は、会費および会食費および特別会費などを含めていう。)

- ① たちばな信用金庫本店営業部

第6条 滞納会費

- 1項. 退会する会員に滞納会費があるときは、スポンサー会員の責任において納入するものとする。
- 2項. スポンサー会員の責任期間は、新会員の入会后3年間とする。

第3章 理事会

第7条 理事会の構成

- 1項. 理事会は、会長・前会長・副会長・幹事・会計・ライオン・テーマー、テール・ツイスター、会員委員長・会員理事およびすべての選出された理事(以下「構成員」という)で構成する。
- 2項. 幹事・会計およびライオン・テーマー、テール・ツイスターは、必要に応じ理事会の承認を得て、それぞれ副(補佐)を置くことができる。ただし、構成員の定足数には算入しないし、投票権もないものとする。

第8条 理事の員数

本クラブの理事は、12名以内とする。

第9条 理事会の招集

- 1項. 理事会は、会長が招集する。
- 2項. 理事会は、毎月第1木曜日19時より開く。ただし必要に応じて臨時理事会を開くことができる。
- 3項. 理事会の日時・場所は、事務局より通知する。

第4章 例会

第10条 例会の招集

- 1項. 例会は、会長が招集する。
- 2項. 例会は、毎月第2・第4木曜日 12時30分に開会し13時30分に閉会することを原則とする。
- 3項. 例会の日時・場所は、事務局より通知する。

第5章 出席

第11条 スポンサーの義務

新会員の例会出席に関し、新会員の入会后1年間は、スポンサー会員が責任を負うことを義務とする。

第12条 出席扱い

- 1項. 会員が出席マーク・アップの必要条件を満たしている場合、所定の報告書もしくは、電話などの方法によりクラブ幹事に報告しなければならない。
- 2項. 337-C地区2R3Zにあるライオンズクラブへの例会出席は、例会出席率の向上と親睦・相互理解を図ることを目的として、積極的に出席するものとし、例会出席者は、自己クラブ例会に実出席したものとみなす。

第6章 委員会

第13条 委員会の招集

- 1項. 委員会は、委員長が招集する。
- 2項. 委員会の日時・場所は、事務局より通知する。
- 3項. 各委員会は、当該委員長を通じて委員会報告書を作成し本クラブ幹事に提出する。
- 4項. 副会長は、自己の管理下の委員会には必ず出席するものとする。
- 5項. 副会長は、理事会に自己の管理下の委員会報告を行うものとする。

第7章 指名委員会

第14条 指名委員会の組織および招集

- 1項. 指名委員会は、本クラブ会長が理事会の承認を得て任命する指名委員会(会長経験者若干名を含む)15名以内をもって組織する。
- 2項. 指名委員長は、前会長とし、指名委員会を招集する。
- 3項. 指名委員長は、指名委員会を代表し、指名事務を統括する。
- 4項. 指名委員長は、指名委員会開催に先立ち、例会で副会長希望者を公募する。
- 5項. 希望者が複数の場合は、指名委員会で選挙により副会長候補者を選出する。
- 6項. 指名委員会は、副会長希望者の応募がない、または、指名委員長・指名委員からの推薦者がいない場合、次の各号に定める指名事務を行う。
 - 1) 副会長候補者数3名の選考を行う。
 - 2) 選考された副会長候補者が決定したとき、指名委員長は、本人にその事実を通知する。
 - 3) イ) 選考された副会長候補者3名と指名委員は、協議の上、副会長候補者1名を選出する。
ロ) イ項の副会長候補者1名の選出が出来ないときは、副会長候補者3名と指名委員による選挙によって行う。なお同数の場合は、指名委員長の決定に従う。
 - 4) その他指名事務に関する一切の件。
- 7項. 指名委員は、副会長候補者の指名事務を公正に遂行し、副会長候補者を含む次期役員候補者の選出に対し責務を負う。
- 8項. 指名委員会は、第6項の指名委員会で選任された副会長候補者を含むすべての次期役員候補者を選出する。
- 9項. 選出された第1副会長は、幹事、会計に限り、選出を求める意見を述べることができる。
- 10項. 指名委員会の日時、場所は、事務局より通知する。

第15条 指名委員会の経費

指名委員会の経費は、本クラブ運営費より支出する。
ただし1名あたり、金3,000円以内とする。

第8章 事務局

第16条 事務局

- 1項. 本クラブは、諫早市に事務局をおく。
- 2項. 事務局の事務を処理するために必要な職員をおく。
- 3項. 職員の就業について必要とする事項は、別に規則で定める。

第17条 給与・その他

職員の給与・昇給・退職・慶弔などについては、本クラブ会長は、財務委員会に付託する。委員会は、検討し理事会に答申する。

第9章 慶弔規則

第18条 会員の慶事に関する祝金

- 1項. 結婚した会員には、金 30,000 円の祝金を、おくり祝電を打つ。
- 2項. 還暦などの年祝会員には、金 5,000 円相当の記念品をおくる。
- 3項. 1項・2項・以外の慶弔については、執行部および会員委員会に取り扱いを一任する。
- 4項. 年祝会員は次表に掲げる歳とする。

還暦	満 60 歳		
古希	満 70 歳	喜寿	満 77 歳
傘寿	満 80 歳	米寿	満 88 歳
卒寿	満 90 歳	白寿	満 99 歳
厄入り (男)	満 40 歳	厄入り (女)	満 32 歳

第19条 弔慰金等

- 1項. 本クラブ会員が死亡したとき、香典として金 50,000 円をおくり、弔電・花輪 1 対を供して哀悼する。
- 2項. 事務局は、速やかに訃報を会員に通知しなければならない。
- 3項. 本クラブ会員が、死亡したとき、幹事は、速やかに「地区キャビネット事務局」に連絡しなければならない。
- 4項. 本クラブ会員の初盆には、灯明料として金 10,000 円相当の供物をおくる。
(会長・幹事がお届けする)
- 5項. 会員の配偶者・及び会員の両親が死亡したとき、金 20,000 円会員の子及び会員と同居の配偶者の両親が死亡したとき金 10,000 円を香典としておくり、弔電を供し哀悼する。
- 6項. 会員は、訃報は速やかに会長・幹事に連絡するものとする。

第20条 傷病見舞金

- 1項. 会員が、傷病のため一週間以上入院したときは、金 10,000 円をおくる。
- 2項. 会員の配偶者が 1項に該当する場合は、金 5,000 円をおくる。
- 3項. 会員は、1. 2. に該当するとき、速やかに会長・幹事に連絡しなければならない。

第21条 表彰・懲罰

- 1項. 会員が本クラブに著しく貢献したものと認められるとき、会長は、理事会の決定をもって、これを表彰する。
- 2項. 会員が本クラブの体面を著しく汚したと思われる行為があったとき、会長は理事会の決定をもって処理する。

第10章 補 則

第22条 理事会決議で執行できるもの

- 1項. 本クラブでは、次に掲げる「人事」は理事会の決議のみで執行することができる。
 - ① 不在会員・優待会員・新会員・再入会員・転籍会員・退会会員・準会員・賛助会員・家族会員ファミリー会員の認否に関する事項
 - ② 会費滞納会員および連続4回例会無断欠席会員の進退に関する事項
 - ③ 会員除名の認否に関する事項
 - ④ 役員欠員の補充（ただし会長・副会長を除く）
- 2項. 本クラブの「運営」に関する指名委員会・選挙会の日時・場所の決定は、理事会の決議のみで執行することができる。
- 3項. 本クラブでは、災害が起きた地域への、人的および物資的・金銭的支援に関する決定は、理事会の決議のみで執行することができる。

第23条 会長専決

- 1項. 会長が緊急やむを得ない事情により支出する場合、金銭決済額は、金30,000円以内とする。
- 2項. 前項が発生した場合、会長は、速やかに財務委員会・理事会に報告しなければならない。

第24条 他クラブ周年行事登録料積立利用基準 及び 役員活動費の利用基準

- 1項. 他クラブ周年行事参加用登録料は、正会員が毎月1,000円（年間12,000円）の積立を行い、その積立金は本クラブが管理・運営する。
- 2項. 正会員は、他クラブの周年行事に1度は参加出席する義務を負うが、参加出席できない場合は、本クラブ会長が指名した代理人を参加出席させることができる。
- 3項. 正会員以外の資格会員が他クラブ周年行事に参加出席する場合は、実費を徴収する。
- 4項. 当クラブより選出された337-C地区役員・ZCに任命された当クラブ会員は、年間の活動費として3万円を支給する。他より受領した活動費等は当会員の活動費として使用できる。（活動費としては他クラブ周年行事・キャビネット主催の諮問会議等）
複合以上の役員は自己負担とする
- 5項. 本クラブ三役においては、本クラブ代表として他クラブ周年行事に参加出席する場合は、自己積立金を含め、三役年間合計20万円まで登録費より支出を認める。この額を超える場合は、自己負担とする。
- 6項. いかなる会員も交通費は自己負担とする。

第25条 出席100%の表彰

- 1項. 1年間のうち、出席マーク・アップなしの例会出席100%の会員を表彰する。
- 2項. 1年間を通して100%の会員を表彰することができる。

第26条 地区役員推挙

本クラブ会長は、クラブ会員より地区役員を選出する場合、会長経験者の意見を聴取しクラブ理事会に推薦する。

第27条 経費の支出

本クラブの次期準備理事会および次期正・副委員長会議の経費は、本クラブ運営費より補助する。ただし1名あたり、金2,000円以内とする。

第28条 ファミリー会員の件

- 1項. 会員資格
キャビネット規定に準ずる。
- 2項. 入会承認
所定の申請書に記入しスポンサーが事務局に提出する。財務・会員委員会が審査し、可とすれば理事会に推薦。理事会が承認したら入会手続きに入る。
- 3項. 入会金
金3,000円
- 4項. 会費
年2,400円 途中入会は1月当たり金200円とする。引落は年1回とし、途中退会の場合、前納分はもどさない。

第29条 内規の改廃

本内規を改廃する場合、例会出席会員の過半数の賛成をもって改廃することができる。

付 則

施行期日

この改正内規は、2019年 2月14日から施行する。

変更	2009年11月12日	第1章 第1章 第1章 第1章	第3条 第4条 第4条 第4条	2 第1項 第2項 第3項 第4項	⑧	新設 新設 新設 新設 新設
変更	2012年 2月 1日	第1章 第9章 第9章	第1条 第18条 第18条	第5項 第2項 第4項		新設 変更 新設
変更	2012年 3月 8日	第2章 第7章	第4条 第14条	④ 第6項		変更 変更
変更	2014年 2月13日	第1章	第1条	① ②		新設 変更
変更	2014年 5月 8日	第10章 第10章	第28条 第29条			変更 新設
変更	2014年12月11日	第10章	第24条			変更
変更	2015年 5月14日	第1章 第1章 第1章 第2章 第2章 第2章	第1条 第1条 第2条 第3条 第3条 第4条	第5項 1 2 1	⑨	一部削除 削除 ⑤削除 変更 削除 削除
変更	2018年 4月12日	第10章	第24条	4 6		変更
訂正	2018年 5月12日					誤植訂正
追加	2019年 2月14日	第10章	第22条	3項		追加

2019/2/14 作成

ソーシャルメディア活用・運用ガイドライン及び規約

【諫早ライオンズクラブにおける SNS 参加の目的】

諫早ライオンズクラブは、ソーシャルメディア（ホームページ・フェイスブック・ツイッター・ブログ等を総称して言う）を活用して本クラブの情報の発信に努め、本クラブの活動に対する地域のニーズの把握や、本クラブの活動が地域の理解と愛着に根差した活動となるような、広報活動の一助とすることを目指します。

【諫早ライオンズクラブにおける SNS 運営規約】

運用ガイドラインに従い運営する。

【諫早ライオンズクラブ会員における SNS 規約】

諫早ライオンズクラブ会員は、諫早ライオンズクラブ関連の情報を会員本人の SNS で発信することが出来る。

諫早ライオンズクラブ関連の情報を発信するにあたり諫早ライオンズクラブの運用ガイドラインに従うものとする。

【運用ガイドライン】

- ① 営利目的で使用しない。（例：商品紹介等の同ページ上に掲載しない等）
 - ② 文面や画像など、情報発信内容の「品位と品格」に十分考慮する。
 - ③ 他者を批判したり、誹謗中傷したりしない。
 - ④ 中立の立場を守る。（例：政治 宗教に関する同ページ上に掲載しない・発言しない）
 - ⑤ 他者の権利（著作権 肖像権など）を侵害しない。
 - ⑥ 例会承認前の計画や、財務情報等の機密情報や未決定事項の情報については記事としない。
（例：理事会・例会資料等）（理事会・例会風景許可ある場合を除く）
 - ⑦ 会員関係者（会員・家族・事業協力者等）のプライバシーに関する情報を発信しない。
 - ⑧ 一度発信した情報はインターネット上で拡散される（自分で完全に消し去ることができない）ものと考え、慎重に発言する。
発信する際には事実関係を充分確認し、誤記・誤掲載が無いよう確認し発信する。
 - ⑨ 他者 1 名からでも指摘された場合は発信者の責任において、当該の記事等を直ちに削除する。
 - ⑩ アクティビティ等において会員及び会員外の方の写真を掲載する場合は、当事者の承諾がある場合を除き、バックショット或いは個人が特定されない配慮（顔にボカシを入れる。引きの全体写真等）を必要とする。
 - ⑪ 諫早ライオンズクラブ主催の行事などでの画像・動画・テキスト・その他のさまざまな内容についての使用权や著作権など一切の権利は、基本的に諫早ライオンズクラブが保有する。
 - ⑫ 許可のある場合を除き諫早ライオンズクラブのコンテンツを複製・転用・販売などの二次利用又は内容を変形・変更・加筆などの修正を一切認めない。
 - ⑬ 諫早ライオンズクラブは、会員個人が発信したソーシャルメディアの内容には一切責任を負わない。
- ※ 会員個人で発信するソーシャルメディアの本クラブに関する情報は 発信する個人の責任に、おいて発信するものとし その内容等を巡って問題等が起きても本クラブに責を負わせることがないようにしなければならない